

行政機構および組織の取り扱い

■各市町村の役所、役場および行政組織機構の取り扱い

合併前の行政サービス水準を確保するため、新津市役所、白根市役所、豊栄市役所、小須戸町役場、横越町役場、亀田町役場、岩室村役場、西川町役場、味方村役場、潟東村役場、月潟村役場および中之口村役場は、合併時に地方自治法上の支所とする。

- ただし、(1) 各支所については、現行の組織機能を考慮した組織体制とする。
- (2) 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併後の状況により、再編、見直しを図る。
- (3) 住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。
- (4) 各市町村に設置されている地方自治法上の出張所については、住民サービスの低下を招かないよう配慮した組織とし、合併後の状況により、再編、見直しを図る(新津市は該当なし)。

■附属機関(各種審議会など)の取り扱い

新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村および中之口村に置かれている附属機関は、廃止する。ただし、必要により各市町村の実情に応じた適切な措置を講ずる。

また、合併後の附属機関の委員構成については、必要により各市町村の実情に応じた適切な措置を講ずる。

慣行の取り扱い

| 項目 | 調整方針 | 項目 | 調整方針 |
|--------|--|---------|--|
| 姉妹都市等 | 国内 横越町、亀田町、味方村および月潟村の姉妹都市等(国内)は、各市町村の地域の交流事業として継承していく。 | 各種宣言 | 新潟市の制度に統一する。ただし、新潟市以外の各種宣言は、各市町村の地域の宣言として継承していく。 |
| | 国外 豊栄市の姉妹都市(国外)は、新潟市に引き継ぐ。 | 市町村の木と花 | 合併後の市の木と花の制定にあたっては、合併記念の一環として、市民に公募し、決定する。ただし、各市町村の木と花および推奨の木と花等は、各市町村の地域の木と花等として継承していく。 |
| 市町村民憲章 | 新潟市の制度に統一する。ただし、新潟市以外の各市町村民憲章は、各市町村の地域の憲章として継承していく。また、合併後一定の段階で見直しを行う。 | 成人式 | 新潟市の制度に統一する。ただし、開催場所については、合併後調整する。また、各市町村の事情によっては、当分の間、現行のとおりとする。 |
| 消防出初式 | (調整中) | | |

使用料・手数料の取り扱い

合併時に制度の統一が可能なものは、新潟市の制度に統一する。ただし、内容などに著しい差異があり、直ちに統一できないものは、当分の間、現行のとおりとし、合併後検討する。

一般廃棄物処理手数料(ごみ処理手数料)
当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において早期に制度の統一を図るよう調整に努める

※そのほかの使用料・手数料については、2月15日号別冊で掲載のとおりです。

一般職の職員の取り扱い

- 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村および中之口村の定数内職員および定数外の休職中などの職員は、全て新潟市の職員として引き継ぐ。
- 職員の任免、給与その他の身分の取り扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は関係市町村の長が別に協議して定める。

各種事務事業の調整方針

227項目の事務事業のうち、前回までにお伝えしたもののほか、以下の29項目の調整方針が決まりました(残り222項目)。

| 事業名 | 種別 | 現在のサービス水準との比較 |
|------------------------|----|---------------|
| ■保健福祉 | | |
| 保育の状況(休日保育) | なし | |
| 保育料の状況 | 経過 | - |
| 在宅寝たきり老人等介護手当支給事業 | 適用 | ↗ |
| 高齢者牛乳支給事業 | なし | |
| 介護保険料・納期等の状況 | 経過 | - |
| 妊婦保健指導事業および妊婦の委託健康診査事業 | 統一 | |
| 妊産婦・乳幼児等健康教室開催事業 | 統一 | - |
| 妊産婦栄養強化事業 | なし | |
| 乳幼児発達相談事業 | 経過 | - |
| 乳幼児健康診査事業 | 統一 | - |
| 妊産婦・新生児家庭訪問事業 | 統一 | - |
| 育児等相談事業 | 経過 | ↗ |
| 糖尿病患者教育入院等医療費助成事業 | なし | |
| 機能訓練事業 | 統一 | |
| 健康づくり啓発普及事業 | 統一 | ↗ |
| 高齢者健康づくり事業 | 統一 | |
| ねずみ・衛生害虫駆除事業 | 統一 | - |

| 事業名 | 種別 | 現在のサービス水準との比較 |
|-------------------|----|---------------|
| ■住民生活 | | |
| チャイルドシート普及事業 | なし | |
| 行政出張講座開催事業 | なし | |
| ■教育・文化 | | |
| 小・中学校遠征費補助事業 | 経過 | - |
| 児童・生徒の生活習慣病予防対策事業 | 経過 | - |
| 奨学金事業 | 経過 | - |
| 公民館の状況 | 経過 | |
| 図書館の状況 | 経過 | |
| ■産業 | | |
| 工場用地取得助成事業 | 適用 | ↗ |
| 工場建設促進助成事業 | 統一 | ↗ |
| 雇用促進助成事業 | 適用 | ↗ |
| ■都市整備 | | |
| 水道料金の状況 | 経過 | ↗ |
| 下水道使用料金の状況 | 経過 | ↘ |

* 右端の記号の説明

合併後のサービス水準が当市の現在と比較して、
「↗」...向上するもの。
「↘」...同程度のもの。
「↖」...低下するもの。
「-」...一概には比較できないもの。

- 「適用」...新潟市に同様の制度がなく、合併後、新潟市の制度をもって実施する場合。
- 「統一」...新潟市に同様の制度があるが、合併後、新潟市の制度をもって実施する場合。
- 「経過」...新潟市の制度で合併後ただちに統一すると、住民生活に非常に大きな影響をもたらすことから、一定の期間、経過措置を設ける場合。
- 「なし」...新潟市および新潟市に制度がなく、合併後も制度を設けない場合。

一部事務組合等の取り扱い

新潟市に関わるもののみ抜粋

新潟県自治会館管理組合、新潟県交通災害共済組合、地方公務員災害補償基金、新潟県国民健康保険団体連合会
新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村および中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。

新潟地域広域市町村圏協議会
新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町、味方村、潟東村、月潟村および中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。

新潟県中東福祉事務組合
新津市、白根市、小須戸町、横越町および亀田町は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承する。また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。

四市中東蒲原老人福祉施設事務組合
新津市、白根市、小須戸町、横越町および亀田町は、合併の前日の終了をもって脱退する。ただし、特別養護老

人ホーム運営事業および養護老人ホーム運営事業については、新潟市が地位を継承する。また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。

新津市小須戸町横越町亀田町介護認定審査会
合併の前日の終了をもって解散し、新潟市の制度に統一する。

新潟県新津保健所管内市町村予防接種健康被害調査委員会、三市中東視聴覚教育協議会
新津市、白根市、小須戸町、横越町および亀田町は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。

市議会議員共済会
新津市、白根市および豊栄市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。

新潟県消防団員等公債組合、新潟県市町村職員共済組合、新潟地域土地開発公社、新潟地区消防応援協議会
(調整中)